

# JBS update

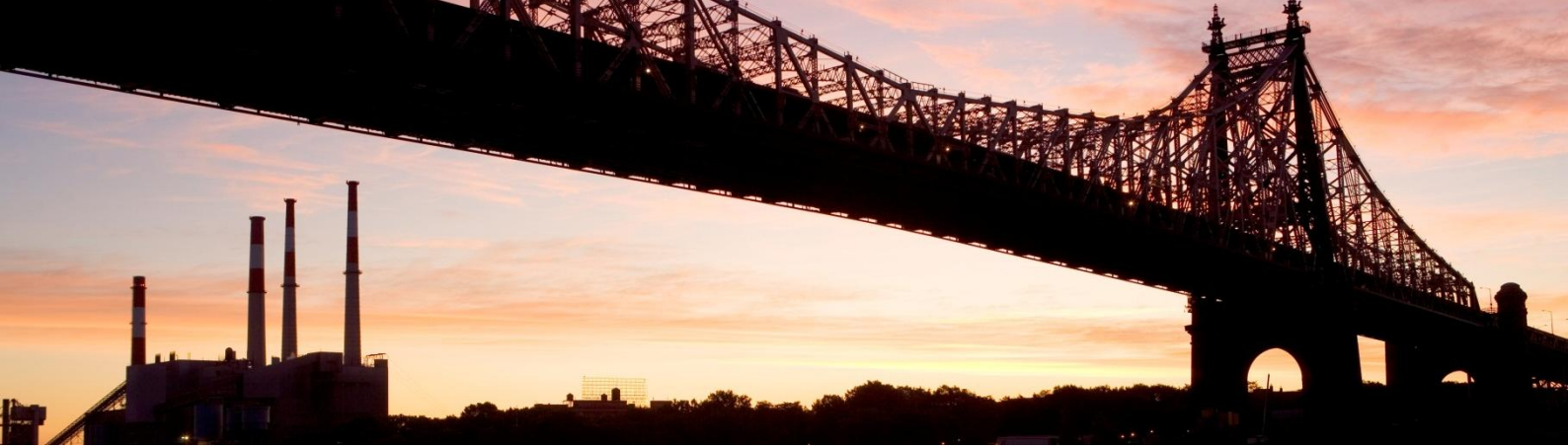
May 2014 Issue 10

<b>会計基準</b>	2
• IFRS	
• JGAAP	
<b>国・地域別アップデート</b>	4
• ユーロ圏	
• チェコ	
• フランス	
• ドイツ	
• ハンガリー	
• ポーランド	
• 英国	
Contacts	12

JBSupdateは、EYのニュースレターやアラートなどの一部を抜粋し、加筆、編集をしたもの、または公的機関等で公表されている情報のサマリーです。詳細情報や曖昧な箇所については、それぞれの原文をご参照ください。原文リンクのないものについては各国担当者にお問い合わせください。



Building a better  
working world



## 会計基準

IFRS

IFRS

**IASBIによる予想信用損失モデルの最終審議が完了。発効日は2018年となる見込み**

2014年2月、国際会計基準審議会（IASB）は、公開草案「金融商品：予想信用損失」（Financial Instruments: Expected Credit Losses、以下「ED」）の最終審議を完了しました。EDに対するコメントレターおよびIASBIによるアウトリーチ活動において取り上げられた重要な懸念点について対処すべく、IASBは以下の暫定決定を行っています。

- 信用リスクが著しく増加したかどうかを評価する方法を明確化し、例を設けること
- 簡便法の適用方法を明確化し、「低い信用リスク」の説明を修正すること
- 12カ月予想信用損失（Expected Credit Loss、以下「ECL」）を測定基準として維持すること
- 「債務不履行（デフォルト）」の定義についてガイダンスを提供し、期日経過が90日を超える場合にはデフォルトに該当するという反証可能な仮定を盛り込むこと
- ECLは実効金利もしくはその近似値で割引く必要があり、引出済および未引出のローンコミットメントについても同じ割引率を用いること
- リポリング与信枠については、そのECLは契約上の期間ではなく債務者の行動パターンを鑑みた期間にわたって見積もる必要があること
- ECLの開示目的と開示規定を、実際の信用リスク管理手法とより密接に関連付けること
- ECLモデルの遡及適用時の経過措置の明確化

IASBは2013年11月にヘッジ会計に関する新たな基準を公表し、また、減損、分類および測定に関する再審議も終了しています。完成版のIFRS第9号「金融商品」には、分類および測定、減損およびヘッジ会計に関する規定が含められ、2014年4月から6月にかけて公表される見込みであり、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用される予定です。

詳細は[PDF\(日本語\)](#)をご参照ください。

**単体開示簡素化を図る財務諸表等規則改正案の公表**

平成26年3月26日に内閣府令第19号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等(以下「本改正」)が公布されています。平成25年6月20日に企業会計審議会から公表された「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」を踏まえ、金融商品取引法における単体開示の簡素化を図るための内容となっています。当該簡素化には、連結財務諸表作成会社のうち会計監査人設置会社は「特例財務諸表提出会社」とされ、会社法の要求水準に合わせた新たな個別財務諸表の様式によることや、一定の注記については会社計算規則の規定をもって注記できるものとする特例等が含まれます。

詳細は[企業会計ナビ\(日本語ウェブサイト\)](#)をご参照ください。

**IFRSの任意適用要件の緩和を図る連結財務諸表規則等の改正**

平成25年10月28日に内閣府令第70号「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等(以下「本改正」)が公布されています。本改正により、IFRSの任意適用が可能な会社(特定会社)の要件が緩和され、IFRS任意適用会社の範囲が拡大しました。例えば、IFRS任意適用の要件として求められていた4つの要件は以下の通りですが、このうちa.とd.について撤廃されたことにより、IFRSの任意適用が可能になる会社数は大幅に増加しました。

- a. 上場会社であること
- b. 有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに関わる記載を行っていること
- c. IFRSに関する十分な知識を有する役員または使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を作成することができる体制を整えていること
- d. 国際的な財務活動・事業活動を行っていること(外国に資本金が20億円以上の連結子会社を有していることなど)

詳細は[企業会計ナビ\(日本語ウェブサイト\)](#)をご参照ください。



## 「会社法の一部を改正する法律案」等の国会提出

法務省は、平成25年11月29日、国会提出主要法案第185回国会(臨時会)に「会社法の一部を改正する法律案」と「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を提出しました。その後、同法案は衆議院で可決され、現在参議院での審議がなされています。主な概要は以下の通りです。

- 株式会社の新たな機関設計として、「監査等委員会設置会社」が導入され、現行法の「委員会設置会社」は、「指名委員会等設置会社」という名称に変更されています。
- 社外取締役、社外監査役の要件が見直れました。
- 一定の会社については、社外取締役を置いていない場合、理由の開示を義務付けることとしています。
- 内部統制システム構築について、企業集団を含めたものとされています。

詳細は[企業会計ナビ\(日本語ウェブサイト\)](#)をご参照ください。

## 国・地域別アップデート

### ユーロ圏 アップデート

### ユーロ圏の経済状況の見通し

EYは2014年3月にユーロ圏の経済状況の見通しを公表しました。2012年の財政緊縮策の後、18カ月間にわたる景気後退が2013年の半ばに終わりを迎えたにもかかわらず、ユーロ圏の2013年のGDPは0.4%減少しました。しかしながら、2014年は成長に向けた回復が見られます。2014年はGDPが1%増加することが見込まれ、その後、2015年から2018年にかけては毎年1.5%程度の成長が見込まれています。

ただし、これらの成長率はいくつかの懸念材料を反映して、控えめに予測されています。一つ目は低いインフレーション率が示唆するデフレーションのリスク、二つ目は加盟国によって異なる回復速度、三つ目は失業率の回復の遅さが挙げられます。ウクライナ情勢の進展もまたユーロ圏の不安の種といえるでしょう。

それにもかかわらず、昨年は金融市場および欧州委員会からのプレッシャーが緩和されたことにより、ユーロ圏は安定していました。一方で、欧州中央銀行は金融緩和政策を推し進める可能性があります。その場合、米国の底堅い回復と相まって、対ドルでユーロの価値が下落する結果、ユーロ圏の輸出を押し上げることでデフレーションのリスク回避に資するかもしれません。

このように、緩やかな成長、低いインフレーション率、逼迫(ひっぱく)した金融市場の状況、弱含みしている企業投資の見通しにより、コスト削減や効率性の追求は欧州企業のマネジメントの最優先課題となっています。しかしながら、全体的に見れば、回復のペースは遅いものの、今後数年間の経済回復機運を見込んで、大胆な計画や魅力的なプロジェクトの機会があるといえます。

詳細は[Eurozone\(英語, pdf\)](#)をご参照ください。

## チェコ

### 2014年の投資支援

2014年7月1日から施行される、2014年から2020年を対象期間とする欧州委員会の地域援助の新しい規則(以下「新規則」)に対応する2014年の投資援助に関して、重要な変更が実施される予定です。大会社のための新規則においては、チェコ政府の補助上限許容額が現状の40%から25%に減少し、また、公的援助の提供を定めている規則が厳格化されます。

### 投資インセンティブ法令の改正

投資インセンティブ法令の改正は、新規則の施行と援助提供の仕組みの改正という形での完成を予定しているため、引き続き投資家にチェコでの投資を促す内容となっています。改正法は、2014年末か2015年の初めから施行されることが予想されています。

改正案は、例えば、雇用者により支払われる社会保障コストの減少、固定資産税免税、独立企業原則(OECD加盟国の合意に基づき策定された、移転価格の決定に関する国際的な基準)違反があった場合の罰則軽減という形での新しい援助の導入を含んでいます。プロジェクト拡大の際に、個人所得税計算が変更される見込みです。具体的には、個人所得税計算における課税所得の一要素である社会保障コストの減少によって、納税義務者により一層の税負担軽減を認めることになりそうです。

### EU構造基金

2014年から2020年の新しいプログラム期間中、投資家はオペレーショナルプログラム(競争力のための起業と革新からの援助)を申請できる予定です。40億ユーロを上限とした資金が、例えば、研究、開発、革新的な能力(スキルを要する個人、設備)への投資、中小企業の新しい投資計画の実行、または、より効率的なエネルギー管理といった投資プロジェクトに充てられています。新しい援助(信用販売や信用保証等)という形で、金融商品の活用がより重視されます。

### 新規雇用創出に係る補助金

2014年の投資インセンティブの枠組みの中で、新たな雇用創出のために雇用者に交付される補助金が一部地域で増額となります。対象となる地域は、チェコ国内の平均失業率よりも少なくとも50%以上高い失業レベルとなっている地域で、一つの雇用創出につき現在の50,000 チェココルナから 200,000 チェココルナに補助金が増額されました。



## フランス

### 法人税制関連の重要な改正

発足後2年が経過したオランド政権の支持率は依然低迷した状態が続いています。4月初旬には新首相を任命し内閣を改造するなど残り3年の任期で何とか結果を出そうと取り組んでいます。

以前より期待されている減税案については今年度内で具体化される予定ですが、昨年末の予算法改正はここ数年の傾向と変わらず依然として課税強化基調となっています。

- 売上高が2億5千万ユーロ超の企業に課される特別付加税が2012年の5%から10.7%に増加(これにより、3.3%の社会保険補填税(税額が76万3千ユーロ以上に課される)と合わせて実効税率が最大38%となります)
- 国外関連会社への支払利息が貸付側でフランスの税率の25% (すなわち  $8.33\% = 33.33\% \times 25\%$ ) 以上の税率が課されていない場合は支払側(フランス)で損金には認められない措置の導入
- 移転価格税制関連規定の強化(文書化記載事項の拡大および税務申告後6カ月以内に文書化エッセンス情報の提出義務:本ニュースレター前号(2013年11月発行)参照)

今年度の減税案の動向に注視する必要があります。

### 税務調査:会計データの電子情報提供およびその他連結データの提供義務

第3次修正2012年予算法により、2014年1月1日以降開始する税務調査の際、電子媒体による会計情報提供が義務付けられました。

提供が要求されるデータの項目数は18に及びます。また、過去に遡及して適用されることになっています(2011年および2012年は、電子形式で提供する限り10項目での提供が認められます)。

企業の対応負荷に配慮し、2014年中に実施される税務調査では摘要の記載がフランス語でない言語(アルファベット言語に限る)も認められるなど一定の措置が採られています。

また、上記とは別に、一定規模以上の会社は、内部管理を目的とした分析的情報および(フランス会社が親会社の場合)連結情報の提供が税務調査において要求された場合、提出する義務があります。

## ドイツ

### 不動産取得税に関する連邦財務省通達

2013年中に、いわゆるRETT-ブロッカースキーム(持分保有比率による不動産取得税回避スキーム)の防止および不動産取得税の免除を規定するグループ条項の改正という重要な不動産取得税法上の改正が行われました。ドイツ連邦各州の上級財政局は、この新规定に関する解釈指針としての協調通達を官報に公告しています。

EYのGerman Tax Quarterlyではこの通達の内容について解説しています。(German Tax Quarterly 配布については担当者までご連絡ください)

### トリートイ・オーバーライド条項の違憲性

ドイツ連邦財政裁判所は、ドイツ税法に規定されるトリートイ・オーバーライド条項がドイツ基本法に抵触している可能性があるとして、連邦憲法裁判所に対してその判断を求める意見を呈示する内容の決定を下しました。トリートイ・オーバーライド条項に対する連邦憲法裁判所の見解が待たれます。[Global Tax Alert \(pdf\)](#) ではこの判決内容について詳細に解説しています。

## ハンガリー

### 新しい地域援助マップ

欧州委員会は、2014年から2020年までのプログラム期間のハンガリーにおける新しい地域援助マップを承認しました。ペシュト県(ハンガリー中部の県、県都はブダペスト)以外の各地域における補助上限許容率(大会社がその投資により受け取ることができる割引後投資価値における援助の上限割合)は昨夏時点で承認されていましたが、このたび委員会は、ペシュト県に関する意思決定を行いました。この意思決定によると、ペシュト県の86の自治体は、地域援助の資格を継続します。

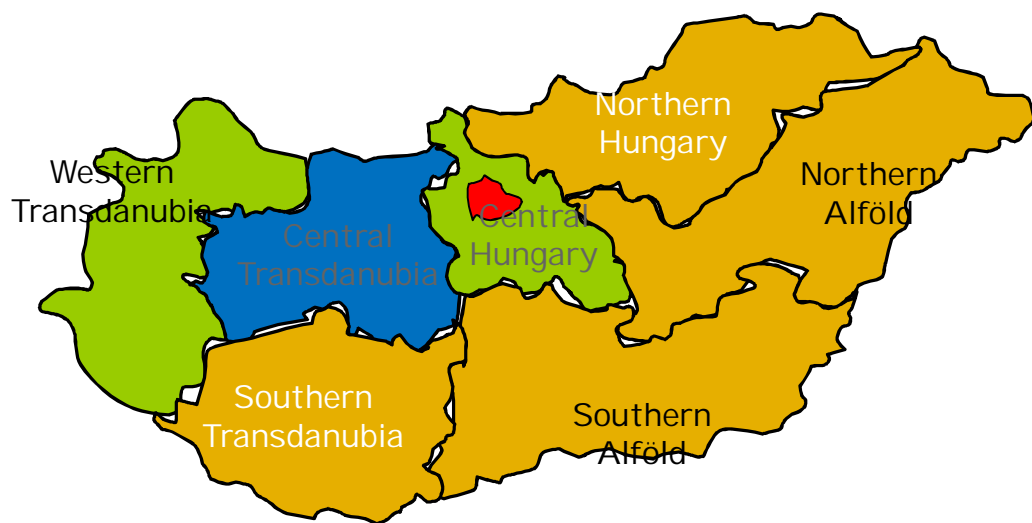
2014年7月1日以降の資産に関する投資、および雇用創出に関するプロジェクトのための地域援助マップは次の通りです。





- ペシュト県の82の自治体(Gödöllő, Vecsés, Érd and Szobを含む)において、補助上限許容率が30%から35%に増加する予定である一方、4の自治体(Piliscsaba, Pilisjászfalu, Pilisvörösvár, Solymár)において、補助上限許容率が30%から20%に減少する予定
- Northern Hungary, Northern Alföld, Southern Alföld and Southern Transdanubialにおける補助上限許容率は、50%が維持される予定
- Central Transdanubialにおける補助上限許容率は、40%から35%に減少する予定
- Western Transdanubialにおける補助上限許容率は、30%から25%に減少する予定

ブダペストで実行されるグリーンフィールド投資および開発投資、雇用創出に関するプロジェクトは援助の資格が得られない予定であることを考慮すると、ペシュト県の衛星都市(上述のペシュト県の86の自治体)を潜在的な投資ターゲットと考えることをお勧めいたします。整備された高速道路網および空港等のインフラの存在や高技能を有する従業員を集めやすいことに加えて、多くのペシュト衛星都市において補助上限許容率が高い水準で設定されることが予定されているためです。

この援助は、研究開発や訓練支援に関連した税務上のインセンティブおよび返還不要な補助金等の利用とは別の枠組みを対象としているため、これらの援助限度額は、当該税務上のインセンティブおよび返還不要な補助金等の援助には適用されません。

Maximum regional aid intensity\* from 1 July 2014



* Maximum aid amount in % of the discounted investment value that a large enterprise can receive for its investment.		10 % → 0%
		30 % → 25/35/20%
		40% → 35%
		50 %

出典：ハンガリー首相官邸ウェブサイト  
State Aid Monitoring Office



## 2014年1月1日から施行されているVATの変更ポイント

### 課税時点

2014年1月1日から課税時点に関する一般的なルールが変更されています。2013年12月31日以前のVAT課税時点は、インボイス日付に基づき認識されてきました。しかし、2014年1月1日以後のVAT課税時点は、納品またはサービス提供を行った日付に基づき認識されることとなっています。ポーランドでの国内取引においては、インボイス日付による課税時点の決定を行わないこととなっています。そのため、ほとんどの場合、課税時点がより早く認識されることになり、結果として従前よりも早いタイミングでVATを税務当局に支払うことになります。

上記は、ポーランドVATコンプライアンスを目的としたもので、納品日に関する情報が必要となっています。

なお、この変更は、EU域内取得取引 (for intra-Community acquisition transactions) の規定には、影響を及ぼさないことには留意が必要です。

### Input VATの控除

新しいVAT法の条項によると、納税者がInput VATを控除するために、次の二つの日付を把握する必要があります。

- (1) 供給者の課税時点(上記参照)
- (2) 供給品が書面化されているインボイスを受領した日付

2013年12月31日以前のほとんどの場合、控除のための重要な日付はインボイス受領日であり(納税者がサービスの終了または所有権の移転を待つ一定期間の猶予がありました)、また、一般的に受領者は、いつ供給者が課税時点を認識すべきかトレースすることは義務付けられていませんでした。

### インボイスに関するプロセス

VATインボイスを発行するルールも、2014年1月1日より変更されています。特徴的なところでは、実際の納品が行われる30日前にVATインボイスを発行することが可能です。一般的なインボイス期限は2013年12月31日以前と比べてかなり遅く発行することも可能です。具体的には、一般的なインボイスの期限は納品後7日から、納品の翌月15日まで延長されます。なお、特殊な納品形態に対応するため、特別インボイス期限も設定されています。

## 英国

### 2014年度財政法案

2014年3月19日、ジョージ・オズボーン英財務相が議会で予算演説を行いました。今回の予算演説では企業にとって大きなインパクトのある発表はありませんでしたが、2014年3月27日に公開された税法を含む2014年度財政法案 (Finance Bill) のうち日系多国籍企業に関連する主要な改正としては、以下の項目が考えられます。

#### 法人税

- 2015年4月1日から適用される法人税率の20%への引下げは、すでに2013年財政法で制定済み
- 2014年4月1日から2015年12月31日までの支出に対し、“Annual Investment Allowance”（税務上の減価償却制度”キャピタルアローワンス”の一つである一括償却限度額）を25万ポンドから50万ポンドへ一時的に引上げ
- エンタープライズゾーン（経済特区）におけるキャピタルアローワンス一括償却制度 “Enhanced Capital Allowance”を2020年3月31日まで3年間延長（法案には将来の延長を財政法ではなく行政委任立法により可能にする権限も盛り込まれている）
- 租税回避の目的のため同一会社グループ内で利益を移転することを取り締まる租税回避防止規定の導入
- クリエイティブ産業（ビデオゲーム開発・映画製作やテレビ番組作成）に関する軽減税制の適用範囲拡大

#### 間接税

- VAT（付加価値税）の早期支払割引規定を実際支払った代金に基づいてVATが課税されるよう改正
- EUのサプライヤーから他のEU諸国の消費者に対して供給される電話、放送および電子サービス（音楽・映画・ゲームのダウンロード等）について、VATの供給地規則を改正

#### 個人所得税

- 個人の英国税制適格確定拠出型年金制度からの年金給付受取方法の選択肢の拡大
- 最低受給額要件が緩和されるため、いわゆる“Flexible Drawdown”を利用する個人が増えると予想。非課税限度である25%を超えて一時金を受け取る場合の適用税率の55%から個人所得税の最高税率への改定
- いわゆる“Enveloped property”と呼ばれる居住用不動産（企業体など法人に所有される居住用不動産）に対する課税最低基準額が、2015/16税務年度は100万ポンド、2016/17税務年度は50万ポンドに引下げ

- 基礎控除(個人所得の非課税枠)が2014/15税務年度は10,000ポンド、2015/16税務年度は10,500ポンドに引上げ。ただし、個人が送金課税ベースを選択した場合は通常基礎控除の適用なし。

詳細は[Global Tax Alert \(英語ウェブサイト\)](#)をご参照ください。

### ITEM Club – 英国の国内消費の最新見通しを発表

EY ITEM Club<sup>※1</sup>は2014年4月に英国経済の最新見通しに関するレポートを発表しました。これによると、依然リスクは残るものの、英国の経済が堅調さを増して回復してきていることは疑いの余地がありません。GDPは2014年は2.9%、2015年は2.3%の成長を見込んでおり、市場金利も2015年の後半まで上昇する可能性は低く、経済予測は安定成長期、つまり、持続的でゆっくりとした成長を特徴としており、相対的に低いインフレ率に支えられるでしょう。

そのためには、いくつかの条件が必要となります。公式な数値に見られるように、とりわけ個人消費の増加は企業投資および輸出の回復に支えられています。これにより今後数年間にわたって、経済は信用経済の過度な上昇を避けながら、安定的な生産活動の成長を遂げるでしょう。

このような結果は、経済のさまざまな分野を抑制している多岐にわたる要因に依拠しており、それぞれの要因が他の要因の急速ないし急激な拡大を防止しています。例えば、労働力の増加は、実質賃金の回復を妨げるほどではないものの、賃金のインフレーションを抑制しています。また、金融行為監督機構(FCA)が、住宅ローンの借入金額を監視することにより住宅価格の上昇を抑制しています。さらに、ポンド高は、中国の需要の落ち込みに伴うコモディティ価格の低下と相まって、輸入コストを抑制し、インフレ圧力を和らげることになります。また、新たな投資により生産能力が回復することによって、産業コストが顕在化していません。

このような環境下において、企業は顧客に価格転嫁することが容易ではない世界において、成長のためにビジネスモデルを変革することが求められており、中でもウクライナのような地理的リスクを含むリスクを価格に適切に織り込みながら投資意思決定をすることが非常に重要となってきます。またインフレーションが抑制されている一方で、適切な人材およびリソースを適所に配置することの重要性にかかるプレッシャーが賃金や人材確保の面で現れています。

EYのキャピタルコンフィデンス調査結果に見られるように、グローバルのマネジメントの60%以上がグローバル経済は回復しており、信用枠は安定している、もしくは改善しており、企業収益の見通しが良いと考えていますが、一方で、コスト削減等が最優先課題と考えています。また、30%前後が投資機会が増えていく、また実際に買収を予定しており、中でも5億米ドル以上の案件を見込んでいることから、企業はリスクとリターンのバランスを保つことが求められています。

このように全般的なビジネスの景況感がかつてより明るいといえますが、迅速な対応が必要とされます。迅速な対応を控えた企業は投資機会を逃してしまう、または高い価格での投資を余儀なくされるかもしれません。

※1: ITEM Clubは英国財務省と同じモデルを用いた経済予測を行う唯一の民間経済研究機関です。

# Contacts

本ニュースレターの内容に関するお問い合わせは、以下各国担当者までお願いいたします。

Country	Name	E-mail Telephone
Czech Republic	Shinichi Masuda 増田 晋一	shinichi.masuda@pl.ey.com +48 22 557 7421
France	Hitoshi Endo 遠藤 仁	hitoshi.endo@fr.ey.com +33 1 46 93 62 18
Germany	Kenji Umeda 梅田 健二	kenji.umedade.ey.com +49 211 9352 13461
Hungary	Shinichi Masuda 増田 晋一	shinichi.masuda@pl.ey.com +48 22 557 7421
Poland	Shinichi Masuda 増田 晋一	shinichi.masuda@pl.ey.com +48 22 557 7421
United Kingdom	Hitoshi Matsuoka 松岡 寿史 Shinichi Hayashi 林 慎一	hmatsuoka@uk.ey.com +44 20 795 18209 SHayashi@uk.ey.com +44 20 795 17429

本ニュースレター発行・編集・配布に関するお問い合わせやご感想等は以下までご連絡ください。

hiroko.arakawa@nl.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

Ernst & Young Accountants LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC335594. Registered number with the Dutch Chamber of Commerce: 24432944. Ernst & Young Accountants LLP is a member of Ernst & Young Global Limited.

Ernst & Young Accountants LLP, Boompjes 258, 3011 XZ Rotterdam, the Netherlands.

© 2014 Ernst & Young Accountants LLP. Published in the Netherlands. All Rights Reserved.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.